

## 高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画事業評価シート

| 施策体系                        | 具体施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | R5年度の実績 |                                                                                                                                                                                      | R6年度以降の方針 |                                                                                                           | 所管    |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 評価      | 取組んだ内容/課題など                                                                                                                                                                          | 方針        | 詳細                                                                                                        |       |
| 基本目標1 地域包括ケアシステムの推進         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |                                                                                                                                                                                      |           |                                                                                                           |       |
| 1 地域包括支援センターの機能強化           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |                                                                                                                                                                                      |           |                                                                                                           |       |
| (1)地域包括支援センターを核としたネットワークの充実 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |                                                                                                                                                                                      |           |                                                                                                           |       |
|                             | 地域包括支援センターを中心として、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、警察、自治会、ボランティア団体等、地域の各種団体との連携を強化し、地域の相談窓口や人的資源などを活用していく仕組みづくりを行っていきます。                                                                                                                                                                                                                                   | B       | 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、警察等の地域の関係機関との連携や介護事業所連絡会等、顔の見える関係作りを継続して行い、相談しやすい関係体制を保持した。                                                                                                        | 継続        | 引き続き各種機関等との関係づくりを進め、複雑化している総合相談へネットワークを活用した対応を行う。地域ケア会議や協議体が効率的に機能するように今後も施策の方針や個別の事業展開について、関係課と連携し検討を行う。 | 高齢介護課 |
|                             | 地域資源との連携を強化する中で、地域包括支援センターを中心としたネットワークを充実し、地域ケア会議や協議体が効率的に機能するように今後も施策の方針や個別の事業展開について、主管部、主管課と緊密な連携を図っていきます。                                                                                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                                                                      |           |                                                                                                           |       |
| (2)地域包括支援センターの充実            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |                                                                                                                                                                                      |           |                                                                                                           |       |
|                             | 地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者が抱える課題や問題などに、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に対応する、高齢者の生活を総合的に支援するための中核機関として位置づけられます。<br>高齢者のニーズや健康状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供できるように、地域包括支援センターの機能の充実に努めていきます。                                                                                                                                                                     | B       | 総合相談件数は増加しており、その内容も複雑化しているが、関係機関との日頃からの連携を活用し、必要な対応を行っている。                                                                                                                           | 継続        | 対応件数の増加や今後の地域包括支援センターの更なる充実に向けては、体制等の検討をする。                                                               | 高齢介護課 |
| (3)地域ケア会議の充実                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |                                                                                                                                                                                      |           |                                                                                                           |       |
|                             | 地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳を保持しながらその人らしい生活が継続できるよう、地域課題の共有・検討、ネットワークの構築を図り、地域包括ケアシステムの実現を目指すための会議です。<br>地域レベルの地域ケア会議においては、保健・医療・福祉の関係者や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域の関係者の参画により開催します。個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成の各機能別ケア会議の開催について検討・整理を進め、地域包括支援センター運営協議会 などに諮りつつ、お互いさま推進協議会と連携して地域づくりを進めます。<br>【目標値(令和5年度):地域ケア会議の開催年 12 回】 | A       | 地域ケア会議の個別ケースや地域課題の検討の中で課題となっていた高齢者のごみ出しや移動支援について、地域の協議体やお互いさま協議会でも課題が明らかになり、令和6年度から試行的事業を開始することとなった。また、自立支援・介護予防の観点を踏まえて、介護予防のための地域ケア個別会議を4回開催した。<br>【地域ケア会議の開催年12回】                 | 継続        | 今後も課題を整理し、政策形成に向けた取組を行う。また、自立支援・介護予防の観点を踏まえて、介護予防のための地域ケア個別会議を継続開催する。                                     | 高齢介護課 |
| (4)介護予防ケアマネジメント事業           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |                                                                                                                                                                                      |           |                                                                                                           |       |
|                             | 高齢者の自立の保持のため、身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、地域包括支援センター等において、高齢者自身が介護予防に主体的に取り組めるよう支援を行います。<br><br>事業対象者の実態把握、介護予防事業への参加をはたきかけ、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、事業評価を行い、要介護・要支援状態にならないよう支援を行います。                                                                                                                                                      | B       | ケアプラン作成件数 4975件(居宅介護支援事業への委託729件を含む)<br>要支援者や事業対象者の状況把握を行い、要介護・要支援状態にならないようケアプランの作成を行っている。また、高齢者の「自立支援」や「重度化防止」等が実現できることを目的に令和4年度作成した「自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本指針」について、研修会を実施した。 | 継続        | 引き続き対象者の自立した生活を維持できるよう支援を行う。「自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本指針」の研修会を開催し、理解を深めていく。                           | 高齢介護課 |
| (5)総合相談支援事業                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |                                                                                                                                                                                      |           |                                                                                                           |       |
|                             | 地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域の多様な関係者とのネットワークの構築、ネットワークを通じた支援を行います。<br><br>高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供時の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援を行います。                                                                                                                                                                                  | B       | 総合相談件数 1,053件(新規相談件数)<br>高齢者や家族等に対して、アウトリーチを含めた訪問、電話等による相談を実施し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行っている。                                                              | 継続        | 引き続き高齢者の相談窓口として地域の協議体、通いの場、ゆめクラブ等地域のネットワークと連携を図りながら相談支援を行う。また、高齢福祉分野以外の相談支援機関とのネットワークの構築、連携を強化していく。       | 高齢介護課 |
| (6)包括的・継続的マネジメント事業          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |                                                                                                                                                                                      |           |                                                                                                           |       |
|                             | 主治医や保健福祉専門職とケアマネジャーとの多職種協働体制の構築を推進し、地域の介護予防活動等と連携してケアマネジメントの後方支援を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                     | B       | 関係機関等と連携を図り、地域ケアのシステムづくりを行っている。また、大磯町と合同で、介護事業者連絡会を開催し、それぞれの立場から情報交換を行っている。                                                                                                          | 継続        | 引き続き多職種との連携を図り、ケアマネジメントの後方支援を行っていく。また、医療・介護連携体制の構築に取り組んでいく。                                               | 高齢介護課 |
|                             | 個別の事例を通した個々のケアマネジャーの資質向上、支援困難事例への指導助言等を引き続き実施します。介護保険事業者連絡会等と協働し、ケアプラン作成についての指導の充実を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                   | B       | 研修会の開催 8回<br>定例会 12回<br>事業者連絡会等の場において、困難事例の対応検討やスキルアップの研修を開催している。                                                                                                                    | 継続        | 事業所連絡会等において課題や対応の共有を行い、ケアマネジャーの資質向上の一助となるようにする。                                                           | 高齢介護課 |

| 施策体系                 | 具体施策                                                                                                                                                                                                          | R5年度の実績 |                                                                                                                                                       | R6年度以降の方針 |                                                                             | 所管    |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|-------|
|                      |                                                                                                                                                                                                               | 評価      | 取組んだ内容/課題など                                                                                                                                           | 方針        | 詳細                                                                          |       |
| 2 地域における支え合いの推進      |                                                                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                                       |           |                                                                             |       |
| (1)地域の通いの場           |                                                                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                                       |           |                                                                             |       |
|                      | 町内18箇所 で実施されている、高齢者を中心に誰もが参加可能で、健康づくりや交流、情報交換などができる住まいに身近な居場所としての地域の通いの場の活動がより一層充実していけるよう支援します。【目標値(令和5年度):高齢者人口の1割以上の参加】                                                                                     | B       | 感染症予防のために活動を休止するという地区はなかったが、2つの会場が耐震工事の為使用できない期間があった。それ以外は、年間予定通り開催され、各地域において健康づくりや交流を図る活動を行った。【令和5年度高齢者人口の7.8%参加】                                    | 継続        | 新規参加者を増やすため、地区社協部会と連携し参加勧奨チラシを作成し、掲示や配布を実施していく。                             | 高齢介護課 |
|                      | 高齢者のみの世帯、認知症高齢者への対応などの援護が必要な高齢者を、日常生活の中で、安否確認などの見守り活動、災害などの緊急時の対応、災害時要援護者の把握を含め、地域の中で助け合える顔の見える関係づくりを進めます。                                                                                                    | B       | 地域の通いの場の参加を通じて、顔の見える関係づくりが出来ており、参加者名簿により不参加の方を把握でき見守りに繋がっている。みまもりガイドの紹介も行い見守り意識の醸成も図った。                                                               | 継続        | 地域の通いの場におけるネットワーク構築の充実を図るとともに、地域住民同士、みまもりガイドを活用した日頃からお互いに見守り合う関係づくりを促進していく。 | 高齢介護課 |
| (2)民生委員・児童委員による見守り活動 |                                                                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                                       |           |                                                                             |       |
|                      | 高齢者、障がい者、児童等を抱えている世帯の内、福祉サービスが必要な世帯への適切な情報提供や福祉サービスの利用を促すために、民生委員・児童委員と、行政や学校、ゆめクラブ、地区社協部会、各地域の自主防災組織などの関係機関と連携を密にし、地域ぐるみでの見守り活動を促進します。                                                                       | B       | 通常の見守り活動に加え、民生委員児童委員へ福祉に関する研修や情報提供を行うことで、必要な福祉サービスにつなげられるよう資質向上を図るとともに、随時各部署等との連携を継続した。民生委員のなり手不足が顕在化している。                                            | 継続        | 引き続き民生委員との連携を図っていくが、なり手不足という課題があるため負担軽減についても検討する。                           | 福祉保険課 |
| (3)地域での見守りネットワークの構築  |                                                                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                                       |           |                                                                             |       |
|                      | 多様な課題を抱えた高齢者やその家族が安心して暮らしていくことができるよう、民生委員・児童委員、地区長、社会福祉協議会、警察等との情報共有とともに、地域の通いの場を中心とした住み慣れた地域での日常的な安否確認を基盤に、変化の把握から支援の提供までの緩やかなネットワーク構築を推進します。                                                                | A       | 地区長全体会でのご意見もあり、みまもりガイドの全戸配布を行った。民生委員や専門職とのネットワークの構築に向けて、意見交換会を行った。                                                                                    | 継続        | 中学生等にもみまもりガイドの普及啓発を行う。民生委員や専門職とのネットワークの構築について検討し共通認識できるようにしていく。             | 高齢介護課 |
|                      | 町内の課題を住民レベルで認識し、対応策を検討する町全域の『お互いさま推進協議会』と小学校区単位での「一色小学校 区 福祉 協議会(いちふく)」「一色小学校区」、「クローバーの笑・和・輪」(二宮小学校区)、「たんぼぼ ささえたい」(山西小学校区)が立ち上がり、地域資源の整理や生活支援についての普及啓発を図ります。                                                  | A       | 地域課題として挙がっていた高齢者のごみ出し、移動について、新規事業として予算化した。                                                                                                            | 継続        | 新規事業は試行的実施のため、協議会でも意見をいただき検討していく。                                           | 高齢介護課 |
| (4)緊急時医療情報シートの活用     |                                                                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                                       |           |                                                                             |       |
|                      | 75歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯及び 障がい者世帯など 日常生活で見守りが必要な方に対して、緊急事態発生時において対応を速やかに実施することができるように登録を呼び かけ、緊急時医療情報シートを配布し、活用します。                                                                                             | A       | 75歳以上独居を毎年抽出し医療情報シートの登録勧奨を行い、災害時に支援が必要な方の把握や緊急時の家族等の連絡に活用している。また、防災安全課と連携して個別避難計画も6件作成。【令和5年度末 登録者数904名】                                              | 継続        | 新たに75歳になった対象者に加え、75歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で未登録の方へ3年に1度の再勧奨を実施する。               | 高齢介護課 |
| 3 生活支援サービスの充実        |                                                                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                                       |           |                                                                             |       |
| (1)移送サービス            |                                                                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                                       |           |                                                                             |       |
|                      | 付き添いがいなければ一人で外出ができない高齢者の外出機会を確保 するため、福祉タクシーの助成券を支給します。                                                                                                                                                        | B       | 移動困難者の支援のため、タクシー券の補助を行った。【登録者102名 実績79名】                                                                                                              | 拡大        | 要介護(要支援)の方だけでなく、歩行補助具を使用しておりバス停まで歩くことができないなど日常生活の移動が困難な方へも、タクシー券の補助を行っていく。  | 高齢介護課 |
| (2)ほっと安心ヘルパー派遣       |                                                                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                                       |           |                                                                             |       |
|                      | 在宅の一人暮らしや高齢者のみの世帯が、現状の生活水準を低下させることなく、在宅での自立した生活を継続していけるよう、シルバー人材センターの 会員 を派遣し、草取りやゴミ出しなどの家事支援・軽作業(介護保険外のサービス)の支援を行います。また、高齢者のみの世帯、または独居などを理由に、日常生活を送る上で不安を抱える高齢者に対して、十分な見守りと積極的な支援を実施することで安心して過ごせるよう支援していきます。 | B       | 独居等の理由により、ごみ出し等生活に必要な家事等が困難な高齢者に対し、シルバー人材センターの会員による支援を行っているが、利用者のニーズに対応できる会員が不足していることが課題である。【登録者18名 実績7名】                                             | 継続        | ごみ出し支援の需要は増加しているが、対応できる会員が不足している状況が継続しているため、新規事業として試行的にごみの戸別収集を生活環境課と進めて行く。 | 高齢介護課 |
| (3)シルバー 緊急通報システム     |                                                                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                                       |           |                                                                             |       |
|                      | 日常生活を安心して過ごすことができるよう、高齢者に対し、社会福祉協議会が主体となり、24 時間いつでも相談ができ、簡易に緊急通報が可能な見守りサービスを提供していきます。また、今後利用しやすい制度になるよう 運用について検討していきます。体調がすぐれない、怪我をしたなどの緊急事態の相談に対応し、日常生活を送る上での不安を解消するよう努めていきます。                               | A       | 日中独居となる方も含めた高齢者に対し、センサーを使った見守りシステムで、緊急時には救急搬送へ繋げるなど、安心して在宅生活を継続できるよう社会福祉協議会と連携しサービスを提供している。令和4年度にサービス及び機能向上のため、システムをリニューアル後利用者は増加している。【設置者】264名 3月末日】 | 継続        | 引き続きシルバー緊急通報システムの周知を広く行い、設置者が増えるような啓発を行う。                                   | 高齢介護課 |

| 施策体系            | 具体施策                                                                                                                                                                                                                 | R5年度の実績 |                                                                                                                                                             | R6年度以降の方針 |                                                                                    | 所管    |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                 |                                                                                                                                                                                                                      | 評価      | 取組んだ内容/課題など                                                                                                                                                 | 方針        | 詳細                                                                                 |       |
|                 | (4) 訪問理美容サービス                                                                                                                                                                                                        |         |                                                                                                                                                             |           |                                                                                    |       |
|                 | 衛生管理の維持・向上のため、要介護3から5に認定されている、外出が困難な在宅の高齢者及び重度障がい者に対して、訪問 理美容サービスの出張料金の補助を行います。                                                                                                                                      | B       | 外出が困難な高齢者に対し、理美容の出張料金の補助を行っている。<br>【登録者8名 実績6名】                                                                                                             | 継続        | 事業の周知を行いながら、補助を継続する。                                                               | 高齢介護課 |
|                 | (5) 紙おむつの支給                                                                                                                                                                                                          |         |                                                                                                                                                             |           |                                                                                    |       |
|                 | 経済的負担の軽減と、介護者の介護負担を減らしていけるよう、また、安心して在宅介護ができるよう、介護保険認定において要介護3～5の状態であり、概ね 65 歳以上の常時紙おむつを必要としている在宅高齢者に対して、紙おむつを支給します。                                                                                                  | B       | 地域ケア会議等での事業周知からケアマネジャーからの申請が増加。登録者は増加している。原材料費高騰による各種製品単価改定により、利用者負担が増加した。<br>【登録者92名、実績74名】                                                                | 継続        | 利用者からの意見を聴きながら、事業の充実を図る。                                                           | 高齢介護課 |
|                 | (6) 日常生活自立支援事業(あんしんセンター)                                                                                                                                                                                             |         |                                                                                                                                                             |           |                                                                                    |       |
|                 | 社会福祉協議会が窓口となり、判断能力が不十分なことにより日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行うことが困難な方に対し、福祉サービスの利用援助、行政手続きに関する援助、日常的金銭管理などを行います。                                                                                    | B       | 社会福祉協議会が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、自立した生活が送れるよう、その方の権利を擁護するための支援を行った。                                                    | 継続        | 引き続き社会福祉協議会にて事業の充実を図るとともに、本事業を必要とする相談者に対し案内を行う。                                    | 高齢介護課 |
|                 | (7) 生活支援サービスの体制整備                                                                                                                                                                                                    |         |                                                                                                                                                             |           |                                                                                    |       |
|                 | 元気な高齢者をはじめ、社会福祉協議会、ゆめ クラブや自治会、地区社協部会、ボランティアや NPO などの町民主体の活動、シルバー人材センター、社会福祉法人、民間企業などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。                                                                            | B       | 地域の高齢者を支える助け合い活動の担い手創出のため、昨年に引き続きグループワークを盛り込み2日間コースとして福祉有償運送等運転者講習会を開催した。                                                                                   | 継続        | 地域の担い手創出のため、継続して各団体の事業周知や意識啓発のための講習会等を行う。                                          | 高齢介護課 |
|                 | インターネット上のサイトや地域の通いの場などで閲覧できるよう生活支援ファイルの情報を随時更新します。                                                                                                                                                                   | B       | 町ホームページにかながわ福祉サービス振興会とリンクさせ、生活支援サービス情報を掲載している。また、地域の通いの場に生活支援ファイルを設置し、閲覧している。                                                                               | 継続        | 引き続きインターネット上のサイトや地域の通いの場などで情報提供を行う。                                                | 高齢介護課 |
|                 | 今ある生活支援サービス以外に求められる支援については、地域の多様な主体と共に必要な活動に取り組めるよう生活支援コーディネーターを中心に支援体制を推進します。町域の協議体であるお互いさま推進協議会を進めるとともに、地域の協議体の取り組みを支援します。<br>【目標値(令和5年度):お互いさま推進協議会(第1層協議体)開催 年4回】                                                | B       | 県より、生活支援コーディネーターへの支援のためのアドバイザー派遣を受け、地域の協議体の持ち方等を検討した。<br>【お互いさま推進協議会 4回】<br>一色小学校区 4回<br>山西小学校区 4回<br>二宮小学校区 4回                                             | 継続        | 引き続き県よりアドバイザー派遣を受け、取り組むべきことを明確化する。                                                 | 高齢介護課 |
| 4 在宅医療・介護の連携の推進 |                                                                                                                                                                                                                      |         |                                                                                                                                                             |           |                                                                                    |       |
|                 | (1) 在宅医療・介護 連携の充実                                                                                                                                                                                                    |         |                                                                                                                                                             |           |                                                                                    |       |
|                 | 神奈川県・平塚保健福祉事務所の支援の下、中郡医師会、平塚歯科医師会、平塚中郡薬剤師会、介護保険事業所等と緊密に連携しながら、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討の基に、人材育成、在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、在宅医療・介護関係者に関する相談支援、地域住民への普及啓発等を行い、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。<br>【目標値(令和5年度):多職種連携会議開催 年2回】 | B       | 中郡医師会等と連携し、昨年度の障害制度の認識に関する現状分析を基に、障害福祉制度と地域課題について、障害が要因となり、生きづらさを抱えている人のための8050問題について、事例から制度の理解のための住民向け講演会を行った。<br>【多職種連携会議 2回開催】<br>【多職種連携講演会 1回開催 85名の参加】 | 継続        | 在宅医療・介護連携の推進ができるよう関係機関と協議をしていく。また、地域住民が在宅医療や介護について理解し、必要な時に適切なサービスを選択できるよう普及啓発を図る。 | 高齢介護課 |
|                 | (2) かかりつけ医の普及                                                                                                                                                                                                        |         |                                                                                                                                                             |           |                                                                                    |       |
|                 | 疾病の予防、早期発見等の適切な医療の提供を行っていく上で、個人の日常生活、健康状態を熟知したかかりつけ医がいることは非常に有効であるため、平塚保健福祉事務所と連携して、かかりつけ医を持つことで安心して医療が受けられることを、今後も普及していきます。                                                                                         | B       | 地域の通いの場において、地域包括支援センターの看護職員により高齢者の健康管理のひとつとして、かかりつけ医を持つことや薬手帳の活用について啓発を継続して行った。                                                                             | 継続        | 引き続き、かかりつけ医の重要性に関する普及啓発を行う。                                                        | 高齢介護課 |
| 5 家族介護支援の推進     |                                                                                                                                                                                                                      |         |                                                                                                                                                             |           |                                                                                    |       |
|                 | (1) 介護者への支援                                                                                                                                                                                                          |         |                                                                                                                                                             |           |                                                                                    |       |
|                 | 家族介護教室や介護者のつどいを通じて、介護をしている家族を対象とした相談や介護の仕方を提供するなど、介護者の悩みの解消を支援します。                                                                                                                                                   | A       | 地域包括支援センターが、介護者のつどいを開催し、介護者同士の意見交換、ミニ講座等を行い、介護負担の軽減を図った。また、家族介護教室では、地域包括支援センターの管理者が講師となり、介護保険の流れやサービス・施設について説明を行った。また、ケアラー支援として元ケアラーの方を講師に講座を開催した。          | 継続        | 介護者のつどいは毎月開催しているのににんカフェに含み開催していく。介護家族教室は需要の多かった老後のお金の使い方や終活についての講座を検討していく。         | 高齢介護課 |

| 施策体系 | 具体施策                                                                                                                                                                              | R5年度の実績 |                                                                                                                                            | R6年度以降の方針 |                                                                                 | 所管    |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|
|      |                                                                                                                                                                                   | 評価      | 取組んだ内容/課題など                                                                                                                                | 方針        | 詳細                                                                              |       |
|      | 必要な情報が介護者に行き届くように情報共有とネットワークの強化を図りながら、地域包括支援センターにて介護全般の相談を今後も継続して行います。                                                                                                            | B       | 関係機関とのネットワークにより、介護者を地域包括支援センターにつなげ、面談や訪問等を行い相談対応している。                                                                                      | 継続        | 家族介護教室等の周知を積極的に行うとともに関係機関とのネットワーク構築を引き続き継続し、介護者が課題を抱え込むことのないよう相談体制を整える。         | 高齢介護課 |
|      | 地域包括支援センターへ相談したその先に、介護保険制度の在宅および施設サービスや行政の福祉サービス、民間事業者が提供する各種サービスの利用などにつなげ、介護者の生活の安定を支援します                                                                                        | B       | 地域包括支援センターが居宅介護支援事業所や行政の担当課等と連携を図り、相談者に必要な介護保険サービスの提案や介護保険外の各種サービス利用の助言や情報提供を行っている。                                                        | 継続        | 引き続き地域包括支援センターと居宅介護支援事業所や行政の担当課等との連携を図り、相談者に対し必要な情報を提供できるようにする。                 | 高齢介護課 |
|      | インターネット上のサイトや地域の通いの場での閲覧ができるよう生活支援ファイルの情報を随時更新します。                                                                                                                                | B       | 町ホームページにかながわ福祉サービス振興会とリンクさせ、生活支援サービス情報を掲載している。また、地域の通いの場に生活支援ファイルを設置し、閲覧している。                                                              | 継続        | 引き続きインターネット上のサイトや地域の通いの場などで情報提供を行う。                                             | 高齢介護課 |
|      | (2) 介護用品の支給                                                                                                                                                                       |         |                                                                                                                                            |           |                                                                                 |       |
|      | 要介護認定を受け、かつ一定の基準を満たす高齢者を在宅で介護している介護者の経済的負担や精神的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品等の支給やタクシー券、訪問理美容券の交付を行います。                                                                                     | A       | 紙おむつ92名、タクシー券102名、訪問理美容8名に交付し、高齢者及び介護者の経済的負担や精神的負担の軽減を行った。各サービスともに利用者数は増加している。                                                             | 継続        | 各種事業の周知を継続、また利用者からのアンケート結果等よりタクシー券の対象者や交付枚数の拡充を検討し、事業の充実を図る。                    | 高齢介護課 |
|      | (3) 介護相談の充実                                                                                                                                                                       |         |                                                                                                                                            |           |                                                                                 |       |
|      | 高齢者の権利擁護に関する悩み事や不満などについて、地域包括支援センターを中心に地域の身近な相談窓口として、相談体制を強化していきます。                                                                                                               | A       | 地域包括支援センターは、高齢者の相談窓口として1,053件の相談があり対応している。相談件数は増加している。ことわらない相談窓口との連携も回り高齢者の権利擁護に関する相談対応を行った。成年後見制度について、ホームページへの掲載や地域の通いの場でチラシを配布し普及啓発を行った。 | 継続        | 多様な相談に対応できるよう、引き続き地域ケア会議等でケース検討を行いスキルアップに取り組む。                                  | 高齢介護課 |
|      | 6 安心・安全なまちづくり                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                            |           |                                                                                 |       |
|      | (1) 防火対策などの推進                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                            |           |                                                                                 |       |
|      | 一人暮らし等の高齢者が安心して暮らせるよう、火事などの緊急時に備え、住宅用火災報知器の設置やシルバー緊急通報システムなどのサービスについて周知を図るとともに制度が利用しやすくなるよう運用について検討します。                                                                           | B       | シルバー緊急通報システムについて令和4年度のリニューアル後も地域の通いの場や町広報紙、タウンニュース等で周知を図り、利用者は増加している。                                                                      | 継続        | 消防課と連携して全ての地域の通いの場でシルバー緊急通報システムと住宅用消火器の周知を図る。                                   | 高齢介護課 |
|      | (2) 避難行動要支援者支援事業の推進                                                                                                                                                               |         |                                                                                                                                            |           |                                                                                 |       |
|      | 災害時に備え、一人暮らし高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難できないなどの方々を対象とした要支援者の登録について、必要性を啓発するとともに、民生委員・児童委員や地域との連携を強化し、必要な方の登録を一層進めます。                                                                     | B       | 登録情報と住民基本台帳との連携を日々行うことにより、最新の情報を把握・提供できるようにしている。また、防災安全課と連携をしており、登録者一覧を地区へ提供し、災害時に自主防災組織において活用できるよう備えている。                                  | 継続        | 連携して進めている防災安全課がすすめる個別避難計画の策定に向け、地域福祉支援システムのリプレースを行う。ハザードマップを追加し要支援者の状況把握を明確にしてい | 高齢介護課 |
|      | (3) 高齢者に相応しい住まいの整備                                                                                                                                                                |         |                                                                                                                                            |           |                                                                                 |       |
|      | 高齢者が住み慣れた住環境で安心して暮らし続けるために、介護保険サービスの住宅改修について推進を図ります。                                                                                                                              | B       | ホームページへの掲載やケアマネを通じて、要介護認定者への周知を図った。                                                                                                        | 継続        | 今後も引き続き制度の利用についての周知を図ります。                                                       | 高齢介護課 |
|      | (4) 住宅改修支援事業                                                                                                                                                                      |         |                                                                                                                                            |           |                                                                                 |       |
|      | 介護保険の申請から認定が出るまでの間に住宅改修を行いたい方等が、居宅介護支援事業所に相談を行いやすくなるため、住宅改修費の支給申請を希望する高齢者に相談や助言を行います。                                                                                             | B       | 高齢介護課や地域包括支援センターにて相談や助言等を行った。                                                                                                              | 継続        | 引き続き高齢介護課や地域包括支援センターにて相談や助言等を行う。                                                | 高齢介護課 |
|      | 理由書を作成して申請を代行した場合、事業者に対して経費を助成します。                                                                                                                                                | B       | ケアマネのいない方が、住宅改修のみを利用した場合に、理由書を記載したケアマネの事業者に対し、補助金の交付をした。                                                                                   | 継続        | 今後も理由書の作成を代行した事業者等に対して補助金を交付します。                                                | 高齢介護課 |
|      | (5) 町民相談                                                                                                                                                                          |         |                                                                                                                                            |           |                                                                                 |       |
|      | 町民の皆さんの困りごとを解決するお手伝いをしています。また、ご相談の内容に応じて、より専門的な相談機関をご紹介します。                                                                                                                       | B       | 福祉に関し相談先が分からない方のための「ことわらない相談窓口」へ611件相談あり、地域政策課の町民相談窓口等、専門的な相談機関の紹介を行った。                                                                    | 継続        | 引き続き町民相談についての充実を図る。                                                             | 高齢介護課 |
|      | (6) 高齢者等の居住支援                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                            |           |                                                                                 |       |
|      | 高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度は、民間の賃貸住宅において、高齢者であることを理由に入居を敬遠されるケースがあるため、県が指定した登録機関が賃貸人からの申請に基づいて、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、その情報を提供するものです。町では、引き続き町近隣の介護保険施設・有料老人ホーム一覧等の情報提供をパンフレットや広報活動を通じて啓発を進めています。 | C       | パンフレットの配架を行うなどの啓発に努めた。                                                                                                                     | 継続        | 引き続き制度（サービス付き高齢者向け住宅登録制度）についての啓発に努めます。                                          | 高齢介護課 |

| 施策体系 | 具体施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | R5年度の実績 |                                                                                                                                       | R6年度以降の方針 |                                                                                                                                                       | 所管    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 評価      | 取組んだ内容/課題など                                                                                                                           | 方針        | 詳細                                                                                                                                                    |       |
|      | (7) 施設サービスの支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                       |       |
|      | <p>■養護老人ホーム<br/>養護老人ホームは、65 歳以上の高齢者 が、身体的・精神的・経済的・環境的な 理由により、居宅において介護を受けることが困難な方を一時的に入所させ、養護することを目的とする入所施設です。養護老人ホームは、介護保険導入後も老人福祉法による現行の措置として取り扱われており、町では入所者について引き続き支援していきます。</p> <p>■住宅型有料老人ホーム<br/>住宅型有料老人ホームは、有料老人ホームの一種です。生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設で、入居者自身の選択により、介護サービスを利用することができます。</p> <p>■サービス付高齢者向け住宅<br/>サービス付高齢者向け住宅は、高齢の単身者や夫婦のみの世帯に、介護・医療と連携したサービスを提供するバリアフリー構造の住宅で、入居者自身の選択により、介護サービスを利用することができます。</p> | B       | <p>■養護老人ホーム<br/>令和5年度の入所者はいなかった。</p> <p>■住宅型有料老人ホーム<br/>第8期中については、増床は見込んでいなかった。</p> <p>■サービス付き高齢者向け住宅<br/>第8期中については、開設は見込んでいなかった。</p> | 継続        | <p>■養護老人ホーム<br/>必要時、支援を行う。</p> <p>■住宅型有料老人ホーム<br/>第9期中は増床を見込んでいないが、第10期以降に増設するかは未定。</p> <p>■サービス付き高齢者向け住宅<br/>第9期中は開設を見込んでいないが、第10期以降での開設については未定。</p> | 高齢介護課 |
|      | (8) バリアフリー化の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                       |       |
|      | 高齢者などが安心して外出ができ、大きな負担を感じることなく行動できるように、公共施設や道路、公園などのバリアフリー化を促し、より良い環境づくりに努めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | B       | 高齢者が生活していく上で、支障が生じないよう公共施設が道路、公園等のバリアフリー化に努めている。                                                                                      | 継続        | 関係部署と連携を図りながら、バリアフリー化を推進していく。                                                                                                                         | 高齢介護課 |
|      | (9) 福祉有償運送事業の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                       |       |
|      | 要介護者など、公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象として、通院・通所・レジャーなどを目的とした有償で送迎を行うサービスです。サービスの適正化及び円滑化を図るために、NPO や社会福祉法人などとの協力を得て事業の推進を図るとともに、ホームページや広報などで更なる周知を図り、介護者の負担を軽減していきます。                                                                                                                                                                                                                                                      | B       | 福祉有償運送等運転者講習会を開催し、福祉有償運送事業所や介護事業所での活動につながっている。事業については、ホームページや広報で周知を行った。                                                               | 継続        | 引き続きNPOや社会福祉法人等との協力を得ながら事業を推進するとともに、制度の周知を図っていく。                                                                                                      | 高齢介護課 |
|      | (10) 交通安全や消費生活対策の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                       |       |
|      | 高齢者の交通事故防止のために、交通安全対策協議会や警察署等の協力を得て、高齢者向けの各種交通安全教室を開催するなど啓発を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | A       | 警察などと協力し、年4回の交通安全運動や、地域の通いの場等での交通安全講話で啓発を行った。                                                                                         | 継続        | 交通安全運動や出前講座等での啓発活動を継続しつつ、それ以外の事業の際などにも啓発活動を行う。                                                                                                        | 防災安全課 |
|      | 警察等と協力し出前講座等を実施することで、高齢者が特殊詐欺等の被害者となることがないよう注意喚起を行って いきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | A       | 警察などと協力し、地域の通いの場等での特殊詐欺を含む防犯講座で啓発を行った。                                                                                                | 継続        | 出前講座での啓発活動を継続しつつ、町が事務局となっている安全安心まちづくり推進協議会の活動の中でも周知し、啓発活動を行う。                                                                                         | 防災安全課 |
|      | (11) 高齢者虐待防止対策の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                       |       |
|      | 高齢者に対する虐待防止のために、高齢者虐待についての理解を深めるための周知を行うとともに、地域包括支援センターや介護事業所等との連携による高齢者虐待の早期発見・早期解決に努めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | B       | 町ホームページにて虐待行為や発見した場合の相談・通報先を掲載し周知を行っている。また、通報があった際には、地域包括支援センター等と連携を図り、原因分析や必要な介護サービスの導入など解決に向け支援を行った。また、警察との連携強化に努めた。                | 継続        | 高齢者虐待に繋がる小さな芽からの対応を行うことで、深刻な事態を予防できることから、虐待行為や相談窓口の周知を介護者や介護事業所等に継続して周知を行う。高齢者虐待防止推進月間においては、民生児童委員やSNSにて、虐待防止と早期発見の啓発を行う。                             | 高齢介護課 |
|      | 集団指導や実地指導を通した周知を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | B       | YouTubeにより実施した集団指導講習会でも周知を行った。また、運営指導時にも直接事業所の職員に周知を図った。(居宅介護支援事業所1ヶ所、地域密着型サービス事業1ヶ所、県に同行1ヶ所)                                         | 継続        | 今後も集団指導講習会や運営指導の場でも引き続き周知を図る。                                                                                                                         | 高齢介護課 |
|      | (12) 感染症対策に係る体制整備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                       |       |
|      | 近年の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から地域やサービス提供事業者等と連携し、感染症対策についての周知啓発、訓練や研修を行うとともに、関係部局と連携し、入所施設等における感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達体制の整備に努めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                        | C       | サービス事業者の職員・利用者で感染が出た場合には、町高齢介護課に連絡をしてもらうようにしている。また、事業者が衛生物品等が必要な場合に配布できるようにしていた。                                                      | 継続        | 今後も必要に応じて、対応を図っていく。                                                                                                                                   | 高齢介護課 |
|      | (13) 介護人材の確保育成の取り組み                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                       |       |
|      | 将来の介護サービス需要に伴う人材の確保のため、事業者等と連携して、介護職の魅力や仕事紹介等の情報発信や、人材確保・育成などの取り組みを計画的に実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | C       | 介護職の資格取得のための初任者研修等への助成や運転ボランティアを養成するための福祉有償運送講習会の開催などの取り組みを行った。                                                                       | 継続        | 介護職の魅力や仕事紹介等の情報発信や人材確保・育成などの取り組みについて、計画的に実施する。                                                                                                        | 高齢介護課 |
|      | (14) 介護の質の向上・業務効率化の取り組み                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                       |       |
|      | 県指定の事業者については、実地指導と同行し、町指定の事業所については、集団指導を行うと共に、実地指導を実施し、介護の質の向上に努めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | B       | R5年度の集団指導講習会もYouTube動画配信形式により実施した。また、運営指導は、居宅介護支援事業所を1ヶ所、地域密着型事業所1ヶ所、県に同行1ヶ所に対して、実施した。                                                | 継続        | 今後も集団指導講習会や運営指導の場を通じて、介護の質の向上を図る。                                                                                                                     | 高齢介護課 |
|      | 介護事業者の負担を軽減すべく、指定申請関連文書の標準化と、押印及び原本証明の見直しによる更なる簡素化を実施し、業務の効率化を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | B       | 指定申請関連文書について、添付書類の簡素化を実施した。                                                                                                           | 継続        | 引き続き事務の効率化を図る。                                                                                                                                        | 高齢介護課 |

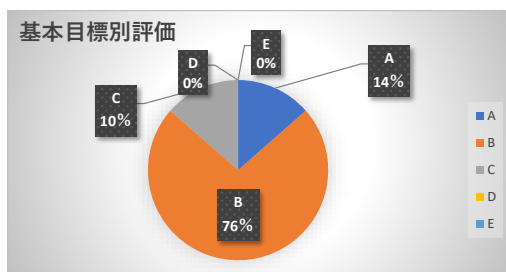
| 施策体系                                                                                                                     | 具体施策                                                                                                                                                                                                    | R5年度の実績                                                                                                   |                                                                                               | R6年度以降の方針                                                                            |                                                                                        | 所管      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                         | 評価                                                                                                        | 取組んだ内容/課題など                                                                                   | 方針                                                                                   | 詳細                                                                                     |         |
| 基本目標2 健康寿命の延伸に向けた健康づくりと介護予防の推進                                                                                           |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
| 1 健康づくりへの支援の充実                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
|                                                                                                                          | (1) 集団健康教育                                                                                                                                                                                              |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
|                                                                                                                          | 地域住民や地区社協部会などの地域の各団体に対して、他機関と連携し、集団健康教育を実施します。                                                                                                                                                          | B                                                                                                         | 地域の通いの場を中心に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が健康講座を実施した。                                                        | 継続                                                                                   | 今後も継続し、地区に出て健康教育を行っていく。                                                                | 子育て・健康課 |
|                                                                                                                          | (2) 健康相談                                                                                                                                                                                                |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
|                                                                                                                          | 健康の維持増進や生活習慣病の予防を中心に、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が健康に関する助言や指導を行う健康相談を実施します。                                                                                                                                          | B                                                                                                         | 一般の健康相談は随時実施し、がん検診時(4回のうち1回はラディアンで実施)に未病センターへの勧誘も行った。                                         | 継続                                                                                   | R5年度からの取り組みとして特定健診等早期受診者が未病センター利用でジョイポイント100ポイント付与を開始する。新規利用者を増やせるようあらゆる機会を利用し普及啓発を行う。 | 子育て・健康課 |
|                                                                                                                          | (3) 特定健康診査                                                                                                                                                                                              |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
|                                                                                                                          | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40 歳以上 74 歳以下の国民健康保険被保険者に対し、内臓脂肪症候群 メタボリックシンドローム に着目した特定健康診査を実施します。【目標値(令和5 年度):特定健康診査実施率 43 %】                                                                                     | B                                                                                                         | 4652名に特定健康診査の受診券を送付し、1448名が受診し、100名が人間ドック補助金の申請(人間ドック含め受診率33.2%)未受診者に対しコロナ禍のため3月に受診勧奨を行った。    | 継続                                                                                   | 新たな取り組みとして特定健康診査の受診率向上のためAIによる対象者選定と、ナッジ理論を活用した受診勧奨を実施予定。                              | 子育て・健康課 |
|                                                                                                                          | (4) 後期高齢者健康診査                                                                                                                                                                                           |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
|                                                                                                                          | 後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等の早期発見、健康の保持増進のため後期高齢者健康診査を実施します。今後も、高齢者が継続的に自身の体調を自己管理できるよう、引き続き健診環境・体制の整備を推進します。                                                                                                 | B                                                                                                         | 5,700名に後期高齢者健康診査の受診券を送付し、2,190名が受診(受診率38.4%)                                                  | 継続                                                                                   | R5年度からの新たな取り組み「健康診査等を早期に受診し未病センターを利用することでジョイポイント100ポイント付与する」を引き続き実施。                   | 子育て・健康課 |
|                                                                                                                          | (5) 健康づくりステーション(未病センターにのみや)                                                                                                                                                                             |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
| 未病を病気の方向に進むことを防ぎ、健康的でより良いライフスタイルを目指していく場です。<br>【内容】・自分の健康状態の見える化<br>・健康に関する相談、アドバイス<br>・食、運動等の知識の習得、情報提供                 | B                                                                                                                                                                                                       | 開設日193日、利用者延べ1074人。心身の健康づくりについて助言を実施した。スポーツフェスティバル、ふるさとまつり等で未病の普及啓発を行った。                                  | 継続                                                                                            | 身近な場所で健康状態等をチェックし、生活改善への行動変容を促し、健康寿命の延伸を図るため、普及啓発を引き続き行っていく。                         | 子育て・健康課                                                                                |         |
| (6) 健康診査の保健指導                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
| 特定健康診査の結果メタボリックシンドロームの該当者・予備群については、特定保健指導を行います。<br>【目標値(令和5年度):特定保健指導実施率60%】                                             | C                                                                                                                                                                                                       | 特定保健指導対象者101名のうち32名へ実施(特定保健指導実施率31.7%) (R6.3.31現在)                                                        | 継続                                                                                            | 今後も保健指導が必要な対象者に対し、生活習慣改善の必要性等について周知等を行っていく。                                          | 子育て・健康課                                                                                |         |
| (7) 重症化予防事業                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
| 重症化による疾病を予防するため、様々な合併症を 引き起 こす 糖尿病について、リスクの高い人に受診勧奨や保健指導を行います。対象者については、医師と連携し充実 させていきます。                                 | B                                                                                                                                                                                                       | 特定健康診査受診者で糖尿病リスクが高い方(内服も含む)に対し、糖尿病重症化予防事業を実施した。                                                           | 継続                                                                                            | 自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のために自主的な取り組みができるよう具体的な知識を伝え、行動変容へとつなげるため、生活習慣、食生活を見直す教室を引き続き開催する。 | 子育て・健康課                                                                                |         |
| (8) 健康づくり普及委員協議会                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
| 地区から選出された普及委員に正しい健康知識を提供し、それらを基に自身の健康を維持するとともに、家庭や地域の中での健康づくり運動が実践できる支援を行います。<br>健康づくり普及委員が、地域の通いの場の担い手となるよう活動を展開していきます。 | B                                                                                                                                                                                                       | 地域の通いの場の他、保健センターでの未病事業において健康づくり運動の実践及び知識の普及を行った。                                                          | 継続                                                                                            | 地域の通いの場、保健センターにおいても健康づくり運動の実践及び知識の普及を行っていく。                                          | 子育て・健康課                                                                                |         |
| (9) ヘルスメイト二宮(食生活改善推進団体)                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
| 食生活改善推進員養成講座の修了者が、食生活の改善を目標に、町と協働し乳幼児から高齢者まで幅広い世代に食育を進めるための活動を行うヘルスメイト二宮の活動について、一層推進します。                                 | B                                                                                                                                                                                                       | 私たちの健康は私たちの手で”をスローガンに、食育活動や生活習慣病予防など、食生活を中心とした健康づくりのボランティアで、令和5年度町の委託事業の他、学童や地域での料理教室や、福祉まつり等で普及啓発活動を行った。 | 継続                                                                                            | 幼児から高齢者まで、健全な食生活の推進をはじめ、広く食育活動を行います。                                                 | 子育て・健康課                                                                                |         |
| 2 身近な介護予防の展開                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
|                                                                                                                          | (1) 介護予防普及啓発事業                                                                                                                                                                                          |                                                                                                           |                                                                                               |                                                                                      |                                                                                        |         |
|                                                                                                                          | 各地域の通いの場を拠点にしながら、自主的な介護予防の活動が広く実施され、高齢者が積極的に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会を構築するため、現在元気な高齢者や、介護予防対象者に該当する高齢者に出前講座等を実施し、介護予防に関する知識の普及・啓発を進め、積極的に取り組んでいけるよう支援していきます。<br>【目標値(令和5 年度):出前講座等を実施する 地域の 通いの場 18 箇所】 | B                                                                                                         | 地域の通いの場を553回実施し、延べ9,027人参加。各種講座を実施し介護予防に対する普及啓発を行い、取り組めるよう支援を行った。<br>【出前講座等を実施する地域の通いの場 18箇所】 | 継続                                                                                   | 地区社協部会連絡会を通じて各地区のご意見を取り入れた参加勧奨チラシを作成し、新規参加者を増やしていく。                                    | 高齢介護課   |

| 施策体系                  |  | 具体施策                                                                                 | R5年度の実績                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        | R6年度以降の方針                                                                                                                                                                         |                                             | 所管                                                                                                                                          |                |                                                |       |
|-----------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------|-------|
|                       |  |                                                                                      | 評価                                                                                                                                                                                                         | 取組んだ内容/課題など                                                                                                            | 方針                                                                                                                                                                                | 詳細                                          |                                                                                                                                             |                |                                                |       |
|                       |  | (2)地域介護予防活動支援事業                                                                      |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                   |                                             |                                                                                                                                             |                |                                                |       |
|                       |  |                                                                                      | 地域の通いの場の活動を運営費補助や専門スタッフの派遣などを行い支援します。<br>必要に応じて介護予防リーダーの養成を行い、地域での介護予防活動の支援を行っていきます。<br>また、口腔機能・認知機能・閉じこもりの予防や仲間づくりを目的として、オリジナル二宮体操を身近な地域で開催し、介護予防ボランティアを引き続き育成します。<br>住民主体の活動的で継続的な地域の通いの場として活動を展開していきます。 | B                                                                                                                      | 地域への運営費の補助や健康運動指導士の派遣を行う等、地域の通いの場の充実を図っている。                                                                                                                                       | 継続                                          | 引き続き、補助や専門スタッフの派遣を行うとともに、体力測定結果から地域の特性を捉え効果的な講義や運動指導を行う。                                                                                    | 高齢介護課          |                                                |       |
|                       |  |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                            | B                                                                                                                      | オリジナル二宮体操は22回393人に実施。介護予防ボランティアへの研修会も実施しスキルアップに努めた。                                                                                                                               | 継続                                          | オリジナル二宮体操を主とした介護予防ボランティアによる活動を継続し、介護予防に取り組む。                                                                                                | 高齢介護課<br>高齢介護課 |                                                |       |
|                       |  | (3)保健と介護の連携                                                                          |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                   |                                             |                                                                                                                                             |                |                                                |       |
|                       |  | フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する枠組みを構築し、人生 100 年 時代を見据えた高齢者の予防・健康づくりの推進に努めます。 | B                                                                                                                                                                                                          | 県の伴走支援を受けて取組内容等を確認し、主管課を中心に実施計画を立てた。                                                                                   | 継続                                                                                                                                                                                | 実施計画に基づき事業開始予定。                             | 高齢介護課                                                                                                                                       |                |                                                |       |
| 基本目標3 生きがいづくりと社会参加の推進 |  |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                   |                                             |                                                                                                                                             |                |                                                |       |
| 1 生きがい活動の推進           |  |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                   |                                             |                                                                                                                                             |                |                                                |       |
|                       |  | (1)シルバー人材センターの支援                                                                     |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                   |                                             |                                                                                                                                             |                |                                                |       |
|                       |  |                                                                                      | 企業等を退職した後、培ってきた経験や知識を生かす活動の場や就労先として、シルバー人材センターを高齢者の就労支援の中核組織として、新たな就業機会の開拓や、会員の加入促進の支援を行っていきます。                                                                                                            | B                                                                                                                      | 補助の実施や、広報紙への活動紹介に関する記事を掲載し、会員増加の支援を行っている。                                                                                                                                         | 継続                                          | 会員増加に資する支援を行うとともに、適正な運営に対し補助を行う。                                                                                                            | 高齢介護課          |                                                |       |
|                       |  |                                                                                      | (2)ゆめクラブの支援                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                        | ゆめクラブは、健康づくりや介護予防など積極的に取り組んでおり、高齢者の社会参加、仲間づくり、生きがいづくりの場として期待されています。<br>また、高齢者活動の母体であり、社会参加の基礎の場となる活動となっています。会員が増えづらい状況が続いているゆめクラブについて、魅力的な活動への取り組みや情報提供、広報などを行い、参加促進と組織の活性化に努めます。 | B                                           | 補助の実施や、ゆめクラブ機関誌への寄稿他、広報紙での活動紹介を通じ支援を行った。                                                                                                    | 継続             | 高齢者の健康づくりや介護予防の重要な資源として、参加促進を継続する。             | 高齢介護課 |
|                       |  |                                                                                      | (3)生きがい活動の情報提供                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                        | 地域の通いの場を通じて、生きがい活動に関する情報を発信するとともに、住民自らが情報を持ち寄り、共有できる仕組みづくりを図ります。<br>インターネット上のサイトや地域の通いの場などで 閲覧できるように 生活支援ファイルの情報を随時更新します。                                                         | B                                           | 地域の通いの場において、様々な取り組みを行うことで、参加者同士の情報共有や情報発信につなげることができた。また、町ホームページにかながわ福祉サービス振興会とリンクさせ、生活支援サービス情報を掲載するとともに、内容更新を行い地域の通いの場に生活支援ファイルを設置し、閲覧している。 | 継続             | 引き続き情報共有や発信ができる身近な場として、地域の通いの場やゆめクラブに、情報提供を行う。 | 高齢介護課 |
| 2 社会参加の促進             |  |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                   |                                             |                                                                                                                                             |                |                                                |       |
|                       |  | (1)地域の集会所等の活用                                                                        |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                   |                                             |                                                                                                                                             |                |                                                |       |
|                       |  |                                                                                      | 高齢者相互の親睦や、地域福祉活動、学習の場、サークルや団体・ボランティアの活動拠点として、老人憩の家や児童館・防災コミュニティセンター等の既存施設の有効活用を図ります。                                                                                                                       | B                                                                                                                      | 地域の通いの場や単位ゆめクラブ等での会合及び事業等を実施するなど既存施設の有効活用を図っている。                                                                                                                                  | 継続                                          | 引き続き町内関係課とも連携し、公共施設の有効活用を図っていく。                                                                                                             | 高齢介護課          |                                                |       |
|                       |  | (2)ふれあい農園                                                                            |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                   |                                             |                                                                                                                                             |                |                                                |       |
|                       |  | 農地の荒廃化防止と町民の余暇利用を推進するために、ふれあい農園事業を継続していきます。                                          | B                                                                                                                                                                                                          | 農園の適正な維持管理に努め、全区画を利用者に貸し出した。年度末までには更新されるものの常にキャンセル待ちが発生しているため、農園を適切に管理し、管理が疎かになっている利用者の意向を再確認し、返却があった際には早急に更新をする必要がある。 | 継続                                                                                                                                                                                | 農地の荒廃化防止と町民の余暇利用を推進するために、ふれあい農園事業を継続していきます。 | 産業振興課                                                                                                                                       |                |                                                |       |

| 施策体系                  | 具体施策                                                                                                                                                            | R5年度の実績 |                                                                                                        | R6年度以降の方針 |                                                                                                       | 所管    |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                       |                                                                                                                                                                 | 評価      | 取組んだ内容/課題など                                                                                            | 方針        | 詳細                                                                                                    |       |
|                       | (3) 学習・スポーツ活動の場の提供<br>ラディアンや体育館などの文化・スポーツ施設の整備や運営方法の改善により、学習活動やサークル活動がしやすくなるような管理運営を推進します。                                                                      | B       | 計画的な施設整備と適切な維持管理に努めた。                                                                                  | 継続        | 引き続き計画的な施設整備と管理運営に努める。                                                                                | 生涯学習課 |
|                       | (4) 学習活動の支援<br>にのみや町民大学講座等の開催や社会教育関係団体への支援、学習・文化活動の情報提供を通じ、町民の学びを支援します。                                                                                         | B       | 文化祭の開催や身近な余暇ガイドの整備を通じて、活動の情報提供を行い、町民大学の開催や「二宮町地域生涯学習振興補助金」による地域の生涯学習活動支援により、町民の学びを支援した。                | 継続        | 町民ニーズを取り込んだ事業実施や町民が主体となった活動の支援・協力に取り組む。                                                               | 生涯学習課 |
| <b>基本目標4 認知症施策の推進</b> |                                                                                                                                                                 |         |                                                                                                        |           |                                                                                                       |       |
| <b>1 認知症予防の推進</b>     |                                                                                                                                                                 |         |                                                                                                        |           |                                                                                                       |       |
|                       | (1) 認知症に関する正しい知識の普及                                                                                                                                             |         |                                                                                                        |           |                                                                                                       |       |
|                       | 認知症は誰もがなりうる病気であることを前提に、原因となる疾患を予防する生活習慣等の定着を支援します。                                                                                                              | B       | 地域の通いの場等で認知症を予防するための生活習慣について、周知を図っている。また保健センターと連携して運動、栄養、口腔、社会参加の視点で普及啓発している。                          | 継続        | 引き続き認知症予防講座での周知と、保健センターと連携を図りながら取り組む。                                                                 | 高齢介護課 |
|                       | 一人ひとりが認知症を我が事と捉え、認知症高齢者やその家族が尊厳を持って暮らせるまちづくりを進めることで、認知症の行動・心理症状の軽減を図れるよう、広報や出前講座等で普及啓発します。                                                                      | B       | 認知症当事者を講師に講演会を開催し、自分事と捉え、接し方について考える機会となった。出前講座でも認知症について普及啓発している。                                       | 継続        | 引き続き住民向けに、認知症を我が事と捉え、認知症高齢者やその家族が尊厳を持って暮らせるまちづくりを考えられるような講演会を開催し更なる普及啓発を行う。                           | 高齢介護課 |
|                       | 児童・生徒に対する認知症の理解を深めるため、学校の授業の一環として、認知症サポーター養成講座を実施します。<br>また、町職員全員に、住民サービスの向上を図るため、認知症サポーター養成講座を実施します。                                                           | A       | 受講者414名のうち、児童・中学生及び町職員等合計210名が受講し、認知症の基礎知識や認知症本人やその家族への関わり方等を学んだ。                                      | 継続        | 在職中の全職員に対して認知症サポーター養成講座を実施する。小学校児童や中学校生徒等へ継続して実施していく。                                                 | 高齢介護課 |
|                       | (2) 認知症の予防                                                                                                                                                      |         |                                                                                                        |           |                                                                                                       |       |
|                       | 地域の通いの場の中で、認知症予防に効果があるとされる運動や人との交流活動を展開しており、今後も継続し、地域において継続的な認知症予防の取り組みを推進します。                                                                                  | B       | 地域の通いの場にてオリジナル二宮体操やコグニサイズの実施、認知症の講話を行うなど、予防に努めている。                                                     | 継続        | 引き続き、地域の通いの場のメニューに認知症予防に関する内容を盛り込むこと、通いの場へ参加することが認知症予防になるので、参加継続と参加していない方への参加勧奨にも取り組む。                | 高齢介護課 |
|                       | (3) 認知症 対応力向上の促進                                                                                                                                                |         |                                                                                                        |           |                                                                                                       |       |
|                       | 在宅医療・介護連携推進事業での研修会を通じて、医療従事者の認知症への対応力向上を図ります。<br>また、介護従事者にも認知症対応力向上のための取り組みを進めます。                                                                               | B       | 認知症講演会に医療従事者や介護従事者が参加した。地域ケア会議等で認知症への対応について検討し、対応力向上に取り組んだ。                                            | 継続        | 引き続き医療従事者や介護従事者と連携して認知症への対応力向上を図ります。                                                                  | 高齢介護課 |
|                       | <b>2 相談・支援体制の充実</b>                                                                                                                                             |         |                                                                                                        |           |                                                                                                       |       |
|                       | (1) 相談先の周知                                                                                                                                                      |         |                                                                                                        |           |                                                                                                       |       |
|                       | 広報やホームページを通じて認知症の相談窓口となる「地域包括支援センターなのはな」の周知を図ります。                                                                                                               | B       | 広報やホームページのほか地域の通いの場等でも、周知を行っており、相談件数は増加している。                                                           | 継続        | 町民に分かりやすい周知の内容や方法について検討していく。                                                                          | 高齢介護課 |
|                       | (2) 認知症初期集中支援チームの活動の推進                                                                                                                                          |         |                                                                                                        |           |                                                                                                       |       |
|                       | 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症サポート医や認知症地域支援推進員等を中心とした「認知症初期集中支援チーム」による早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。<br>また、認知症予防に関する活動事例等を収集し、効果的な予防等の取り組みを検討します。 | B       | 認知症サポート医や認知症地域支援推進員等と連携し、物忘れ相談シートを作成し活用した。                                                             | 継続        | 今後高齢化の進行により認知症高齢者が増えることが予想される中、認知症サポート医や認知症地域支援推進員等と連携し、行方不明時の対応についてリーフレットを検討・作成していく。                 | 高齢介護課 |
|                       | (3) 認知症ケアパスの活用                                                                                                                                                  |         |                                                                                                        |           |                                                                                                       |       |
|                       | 発症予防から人生の最終段階まで、認知症による生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した「認知症ケアパス」の充実に努めます。<br>また、健康診査受診券と一緒に「認知症ケアパス」を送付し、広く周知を図ります。            | B       | 適宜内容を更新し、最新の情報にしている。認知症の相談時、個別に説明し進行状況に合わせての支援が確認でき安心につながっている。また、世界アルツハイマー月間や認知症講演会等でも配布し周知を図った。       | 継続        | 町民に分かりやすい視点で認知症ケアパスの充実に努め、発症予防から人生の最終段階まで、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス等を受ければよいのか分かるものを検討する。                  | 高齢介護課 |
|                       | (4) 認知症地域支援推進員の配置等による体制の整備                                                                                                                                      |         |                                                                                                        |           |                                                                                                       |       |
|                       | 地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が認知症関連事業の企画・立案、調整を図ります。<br>また、関係機関と連携し、若年性認知症の人への支援を図ります。介護サービス基盤整備に向け、医師会と連携し、認知症サポート医の養成と確保を図るとともに、介護人材の確保に努めます。                   | A       | 認知症地域支援推進員が中心となり、にのんカフェや認知症講演会等の事業の企画調整を行っている。また、関係機関と連携し、若年性認知症当事者と県のオレンジ大使を講師に講演会を実施し、本人ミーティングを開催した。 | 継続        | 引き続き、認知症地域支援推進員を中心に認知症関連事業を進めて行く。講演会は認知症の方が生き生きとした世界を体験できるものとし、認知症の方の困りごとを知り、認知症の方に対する接し方などを学べるものを検討。 | 高齢介護課 |

| 施策体系                      | 具体施策                                                                                                                                                                     | R5年度の実績 |                                                                                                     | R6年度以降の方針 |                                                                                                                | 所管    |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                           |                                                                                                                                                                          | 評価      | 取組んだ内容/課題など                                                                                         | 方針        | 詳細                                                                                                             |       |
|                           | (5) 認知症高齢者とその家族への支援                                                                                                                                                      |         |                                                                                                     |           |                                                                                                                |       |
|                           | 認知症高齢者本人から発信できる機会を設けるとともに、認知症高齢者の社会参加や社会貢献の場を検討します。<br>また、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う「にのんカフェ（認知症カフェ）」を定期的に開催します。                                            | B       | 講演会後の本人ミーティングには、認知症高齢者も参加し交流を図った。にのんカフェは定期的に開催し25回開催。認知症の人やその家族の交流を図った。                             | 継続        | にのんカフェを介護保険施設等でも実施し、認知症高齢者本人から発信できる機会となることを検討する。                                                               | 高齢介護課 |
|                           | (6) 地域の支援体制の構築                                                                                                                                                           |         |                                                                                                     |           |                                                                                                                |       |
|                           | 地域で暮らす認知症高齢者やその家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。サポーター養成講座に限らず、地域包括支援センターや介護保険事業所等と連携し、広く認知症についての普及啓発に努めます。                                                                         | B       | 町職員や中学校生徒のほか地域の通いの場や社協の親子講座等で幅広い方へ認知症サポーター養成講座を行った。                                                 | 継続        | 引き続きサポーター養成講座を実施するとともに、地域ケア会議等において、認知症理解に対する意見交換等を行う。                                                          | 高齢介護課 |
|                           | 認知症サポーターのステップアップ講座を開催するとともに、認知症サポーターが チームを組み、認知症の方の見守り・声かけ、話し相手、外出等の支援などの活動を行い、早期からの継続的な支援に取り組みます。                                                                       | A       | ステップアップ講座受講者主催のにのんカフェを開催した。2か月に1回サポーターがつどい、日々の活動の共有や課題について話合った。                                     | 継続        | ステップアップ講座の継続実施とサポーターのつどいの周知等を検討し、継続的な支援に取り組む。                                                                  | 高齢介護課 |
|                           | (7) 町民全体で見守る体制づくり                                                                                                                                                        |         |                                                                                                     |           |                                                                                                                |       |
|                           | 認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるように、地域での見守り体制を確立し、認知症等行方不明 SOSネットワーク を拡充していきます。<br>【目標値（令和5年度）：認知症等行方不明SOS ネットワーク登録者数 30人】                                                | B       | 個別ケース対応で認知症等で行方不明になる可能性のある方には町からやケアマネを通じて登録を勧奨した。広報誌にも掲載し周知を行った。<br>【認知症等行方不明SOS ネットワーク登録者数 44人】    | 継続        | ネットワークの周知を引き続き行い、必要な方への登録につなげる。警察や認知症サポート医等と連携し、行方不明時の対応についてのリーフレットの作成を検討する。                                   | 高齢介護課 |
|                           | また、身寄りのない認知症高齢者、虐待など不適切な環境におかれた高齢者等に対し、介護支援専門員等と連携し、必要に応じ成年後見制度の利用などにつなげます。                                                                                              | B       | 身寄りのない高齢者の実態把握や地域包括支援センターを中心に高齢者虐待対応を行い、成年後見制度利用につなげた。                                              | 継続        | 引き続き身寄りがいない等支援が必要な方の制度利用について、介護事業所や関係機関との連携を図る。                                                                | 高齢介護課 |
|                           | (8) 権利擁護事業                                                                                                                                                               |         |                                                                                                     |           |                                                                                                                |       |
|                           | 地域包括支援センターを中心に、高齢者に対し身体、精神、財産等権利擁護の観点から、対応が必要な方への支援を行います。権利擁護に関する相談窓口として関係者との連携を図ります。                                                                                    | B       | 町の高齢者虐待マニュアルを作成し、所管課と地域包括支援センターの役割を明確化した。<br>高齢者虐待通報件数 28件                                          | 継続        | 多機関と連携しながら、権利侵害が起きないように支援をしていく。                                                                                | 高齢介護課 |
|                           | (9) 成年後見制度利用支援事業                                                                                                                                                         |         |                                                                                                     |           |                                                                                                                |       |
|                           | 成年後見制度について、広報や講演会を通じて周知を行い、利用の普及を図るとともに、地域包括支援センターにて相談を受けます。<br><br>成年後見制度が必要な方を早期に見出し、迅速な対応が図れるよう、地域包括支援センター等関係機関との綿密な連携を図ります。                                          | B       | 居宅介護支援事業所等関係機関と連携を図り、必要な方へ早期対応できるよう努めた。地域の通いの場で成年後見制度についてのチラシを配布し周知を図った。<br>町長申立て 0件<br>後見人等報酬助成 3件 | 継続        | 成年後見制度の周知を行う。また、地域包括支援センターを中心に個別相談を行う。<br>身寄りのない人等に対し、成年後見制度の利用に関わる事務を行うとともに、必要に応じて申し立て費用や後見人等にかかる報酬を公費で負担します。 | 高齢介護課 |
|                           | 成年後見制度の利用促進を図るため、広域を含めた中核機関の設置についての検討をします。                                                                                                                               | C       | 社協の法人後見設置に向けての検討等へ参画した。                                                                             | 継続        | 担当課と連携し、中核機関の設置に向けた検討をします。                                                                                     | 高齢介護課 |
| 基本目標5 介護保険サービスの充実         |                                                                                                                                                                          |         |                                                                                                     |           |                                                                                                                |       |
| 1 居宅サービスの充実               |                                                                                                                                                                          |         |                                                                                                     |           |                                                                                                                |       |
| (1) 居宅サービス                |                                                                                                                                                                          |         |                                                                                                     |           |                                                                                                                |       |
|                           | 要介護高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、居宅サービスの新規開設を随時募集します。                                                                                                                           | C       | 第9期介護保険事業計画の策定にあたり、町に必要な居宅サービスを把握するために、居宅介護支援事業所に介護サービスニーズ調査を実施した。                                  | 継続        | 第10期介護保険事業計画の策定に向けて、居宅サービスの参入希望者に町の意向を説明し、参入希望者への相談等に応じていく。                                                    | 高齢介護課 |
|                           | 慢性的な職員不足を解消するため、介護ロボット導入の案内を事業所に行います。                                                                                                                                    | C       | 県等から情報提供があれば、必要に応じ、事業所へ補助金等を含めた情報の提供を行った。                                                           | 継続        | 介護人材確保の観点からも引き続き事業所へ情報提供を行います。                                                                                 | 高齢介護課 |
| (2) リハビリテーションサービスの提供体制の構築 |                                                                                                                                                                          |         |                                                                                                     |           |                                                                                                                |       |
|                           | 介護保険サービスの対象となる「生活機能」の低下した高齢者に対して、生活期のリハビリテーションとして、単に運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけを目指すのではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を含め、家庭や社会への参加を促します。 | C       | 介護保険制度におけるリハビリテーションのサービス提供を行った。                                                                     | 継続        | 引き続き介護保険サービスにおけるリハビリテーション提供体制の充実を図る。また、地域ケア会議等でもリハビリテーションが必要な高齢者のアセスメントを図っていく。                                 | 高齢介護課 |

| 施策体系                     | 具体施策                                                                                                                                                                                | R5年度の実績 |                                                                                                                                                    | R6年度以降の方針 |                                                                                                                         | 所管    |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                          |                                                                                                                                                                                     | 評価      | 取組んだ内容/課題など                                                                                                                                        | 方針        | 詳細                                                                                                                      |       |
| 2 地域密着型サービスの充実           |                                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                                    |           |                                                                                                                         |       |
| (1)地域密着型サービス             |                                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                                    |           |                                                                                                                         |       |
|                          | 在宅サービスの充実を図るため、ニーズが高い定期巡回・随時対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護の開設を進めます。両サービスを柔軟に使うことによって、要介護高齢者が安心して自宅で暮らせるよう支援を行います。                                                                            | B       | 看護小規模多機能型居宅介護をR6年度より山西地区に開設した。                                                                                                                     | 継続        | 第10期介護保険事業計画の策定に向けて、地域密着型サービスの参入希望者に町の意向を説明し、参入希望者への相談等に応じていく。                                                          | 高齢介護課 |
| 3 施設サービスの充実              |                                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                                    |           |                                                                                                                         |       |
| (1)施設サービス                |                                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                                    |           |                                                                                                                         |       |
|                          | 一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯がこれまで以上に増加することが見込まれ、在宅での生活が困難な要介護高齢者の受け皿として、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）と地域密着型介護老人福祉施設の開設を進めます。                                                                     | C       | R4年度に認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）と地域密着型介護老人福祉施設の公募をしたが、応募がなかったため、R5年度に整備は行わなかった。                                                                       | 継続        | 第10期介護保険事業計画の策定に向けて、町に必要な施設サービスの検討を進めていく。                                                                               | 高齢介護課 |
| 4 サービスの質の向上と介護保険制度の適正な運営 |                                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                                    |           |                                                                                                                         |       |
| (1)介護サービスの質の向上           |                                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                                    |           |                                                                                                                         |       |
|                          | 介護保険で重要な役割を果たすケアマネジャーへ指導や助言、研修等を行い、より効率的なサービスが、提供されるように引き続き支援します。                                                                                                                   | C       | 集団指導講習会（YouTube動画配信形式）や運営指導を通じて、指導や助言を行った。                                                                                                         | 継続        | 地域包括支援センター、介護保険事業所の介護支援専門員に対し、自立支援・重度化防止に資することを目的としてケアマネジメントやサービス提供が行われるよう研修会を開催する。<br>また、引き続き、指導・助言・研修等が行われるよう支援をしていく。 | 高齢介護課 |
|                          | 県が指定するサービス事業所の実地指導に同行し、状況確認、指導、助言に努めます。                                                                                                                                             | B       | R5年度は、県の運営指導に同行した。（1ヶ所 はなの杜）                                                                                                                       | 継続        | R6年度に予定されている県の運営指導（3ヶ所）に同行し、状況確認・指導・助言に努めます。                                                                            | 高齢介護課 |
|                          | 町が指定する事業所について、町が実地指導を行い、適正なサービスが行われているかを確認するとともに、好事例について情報共有するなど質の向上を支援します。                                                                                                         | B       | 複数事業所へ運営指導に入り、状況確認を行っているが、好事例についての情報共有をするまでには至っていない。                                                                                               | 継続        | 事業所に対し、好事例について情報共有するよう努めます。                                                                                             | 高齢介護課 |
| (2)介護給付等費用適正化事業（地域支援事業）  |                                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                                    |           |                                                                                                                         |       |
|                          | ●主要5事業<br>要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知これまでで行ってきた取り組みを踏まえつつ、より効果的、効率的な実施について検証します。主任介護支援専門員等と連携し介護支援専門員の行うマネジメントを支援します。<br>ケアプラン点検【目標値（令和5年度）：町内の全ての居宅介護支援事業所へ実施】 | B       | 主要5事業を実施し、適切なサービス確保を行った。<br>ケアプラン点検については、町内の全居宅介護支援事業所に実施し、利用者の自立支援や課題解決に資する内容であるか確認するとともに、介護サービスを提供する上での課題やニーズについて把握を行った。<br>【町内の全ての居宅介護支援事業所へ実施】 | 継続        | 介護給付等費用適正化に効果があると示された2票を中心に活用し、ケアプラン点検を実施する。                                                                            | 高齢介護課 |
|                          | ●介護相談員派遣事業<br>介護サービスの実施状況を把握し、サービスの質の向上を図るために、専門の養成講座を受けた相談員を介護サービス事業者や施設に派遣し、直接その場でサービス利用者の相談を受け、サービス提供事業者との橋渡しを行うことで、利用者の疑問や不安、不満解消を図ります。利用者の相談から処遇の改善につながる事案もみられ、今後も継続して実施します。   | B       | 派遣実績 98回<br>定例会 12回<br>コロナ禍で休止していたが、6月より介護サービス相談員の派遣を再開した。受入事業所に6月より派遣を実施。毎月定例会を開催し、情報交換、スキルアップを図った。                                               | 継続        | 入所系事業所を中心に受入事業所の拡大をする。                                                                                                  | 高齢介護課 |
| (3)介護人材の確保               |                                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                                    |           |                                                                                                                         |       |
|                          | 慢性的に介護職の不足が見込まれる中、町としても地域で高齢者を支援していく「担い手」や介護人材の確保・養成に努めます。                                                                                                                          | B       | 介護職員になるための初任者研修を受講した際の経費の助成を行った。また、初任者研修の助成を受けた方で、1名の方が町内の事業所に就労した。                                                                                | 継続        | 引き続き初任者研修を受講した方への助成を行うとともに、受講者が地域の担い手になるきっかけづくりに努めていきます。                                                                | 高齢介護課 |



評価の基準

| 評価    | 進捗の度合い                                   | 事業数 |
|-------|------------------------------------------|-----|
| A     | 施策の取組みを予定どおりに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施した。 | 13  |
| B     | 施策の取組みを予定どおりに実施した。                       | 73  |
| C     | 施策の取組みを概ね予定どおりに実施した。                     | 10  |
| D     | 施策の取組みを予定どおりに実施していない。                    | 0   |
| E     | 各種要因により施策の取組みの実施が困難になった/できなくなった。         | 0   |
| 事業数合計 |                                          | 96  |